

2月中旬から確定申告が始まります

税の申告準備はお早めに！

来年2月中旬から確定申告が始まります。

期間中は、会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の受付待ち時間短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■待ち時間を減らすために

申告期間中、会場は多くの人で混み合い、待ち時間が長くなります。

医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、自書コーナーにご案内することになります。

待ち時間の短縮のため、事前の資料整理にご協力をお願いします。

■営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入金額や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類・集計の準備をお願いします。

※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になりました。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに五〜七年間保存する必要があります。

(記帳は、一つひとつの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっていきます。)

■医療費控除の申告をする場合

領収書は、「医療を受けた人ごと」、「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。

また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

■領収書等の注意事項

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。

◎収入が公的年金のみの方

収入が公的年金のみの方は、年金支払者(日本年金機構等)から町に年金情報が通知されてきますので、町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を追加する場合は、申告が必要になります。

■問い合わせ

税務課

☎0820(74)1008



平成28年の「所得税の確定申告相談」について

平成28年の「所得税の確定申告相談」は「山口県大島防災センター」で行います。

- ・青色申告
- ・損失申告
- ・株式や土地などの譲渡所得・山林所得・先物取引に係る雑所得
- ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告

上記のような申告を希望される方はぜひ「所得税の確定申告相談日」にお越し下さい。

※その他の会場を含む全体の「申告相談所開設日程」につきましては、1月号の広報でお知らせいたします。